

19. 10. 25

一 内閣顧問臨時設置制  
綜合計畫局官制

一 奏任ノ綜合計畫局參事官ノ特別任用  
ニ關スル件

一 大正二年勅令第百六十二號任用分  
限又ハ官等ノ初級陞級ノ規定ヲ適用

セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

樞密院會議筆記

昭和十九年十月二十五日(水曜日)午前十時十分

開議

聖上臨御

出席員

鈴木議長

清水副議長

大臣

小磯内閣總理大臣 五番

重光兼外務大臣 七番

杉山陸軍大臣 八番

藤原軍需大臣 九番

石渡大藏大臣 十番

前田運輸通信大臣 十一番

松阪司法大臣 十二番

大達内務大臣 十三番

二宮文部大臣 十四番

島田農商大臣 十五番

廣瀬厚生大臣 十六番

顧問官

石井顧問官 十八番

窪田顧問官 十九番

南(弘)顧問官 二十番

奈良顧問官 廿一番

松井顧問官 廿二番

菅原顧問官 廿三番

潮顧問官 廿五番

林顧問官 廿六番

深井顧問官 廿七番

二上顧問官 廿八番

真野顧問官

卅九番

大島顧問官

三十番

小幡顧問官

卅一番

竹越顧問官

卅二番

三土顧問官

卅三番

伊澤顧問官

卅四番

池田顧問官

卅五番

南秋顧問官

卅六番

泉二顧問官

卅七番

野村顧問官

卅九番

闕席員

親王

雍仁親王

一番

宣仁親王

二番

崇仁親王

三番

載仁親王

四番

大臣

米内海軍大臣

六番

顧問官

松浦顧問官

卅四番

平生顧問官

卅八番

百武顧問官

四十番

委員

村山内閣參事官

三浦法制局長官

佐藤(基)法制局參事官

佐藤(大進)法制局參事官

報告員

南(弘)審査委員長

書記官長

堀江書記官長

書記官

諸橋書記官

高辻書記官

議長

(發志)

之ヨリ會議ヲ開ク

内閣顧問臨時設置制

綜合計畫局官制

奏任ノ綜合計畫局參事官ノ特別任用ニ關スル件

大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初敘陞敘ノ規定ヲ適用セサル支官ニ關スル件中改正ノ件

以上四件ヲ一括シテ議題ニ供シ第一讀會ヲ開キ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査委員長ノ報告

ヲ求ム

報告員(南)

今回御諮詢ノ内閣顧問臨時設置制

綜合計畫局官制奏任ノ綜合計畫局參事官ノ

特別任用ニ關スル件及大正二年勅令第二百

六十二號任用分限又ハ官等ノ初敘陞敘ノ規

定ヲ通用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

ニ付本官等審査委員タルノ命ヲ承ケ本月十

一日委員會ヲ開キテ當局大臣及關係諸官ノ

辯明ヲ聽キ以テ之ガ審査ヲ遂ゲタリ

本案各件ノ要旨ヲ説明スレバ左ノ如シ

第一 内閣顧問臨時設置制

内閣總理大臣ノ説明ニ依レバ今ヤ戰局逐

日緊迫ヲ告ゲ國政ノ運營極メテ微妙複雑

ヲ加フルノ時ニ方リ政府ハ其ノ職責ノ重

大ナルヲ念ヒ此ノ未曾有ノ難局ヲ處理ス

ル爲全力ヲ傾倒シツツアルガ此ノ重大責

務ノ遂行ニ付テハ内閣總理大臣ノ輔佐機

構ノ上ニ於テ更ニ一層ノ整備ヲ圖リ施策

ノ萬全ヲ期スルノ要アルヲ以テ茲ニ新ニ

内閣顧問及綜合計畫局ヲ設置セントス而

シテ内閣顧問ニ付テハ既ニ戰時經濟ノ運  
營ニ關シ内閣總理大臣ノ政務施行ヲ輔ケ  
シムル爲其ノ制度ノ設アリト雖尚充分ナ  
ラザルニ由リ今回之ヲ廢止シテ新ナル制  
度ヲ設ケ民間各界ニ於ケル先達重鎮ノ中  
ヨリ適材ヲ選ビ獨リ經濟關係ノミナラズ  
廣ク物心兩方面ニ互リ國政一般ノ運営ニ  
關シ其ノ自由濶達ナル意見ヲ攝取シ以テ  
内閣總理大臣ノ重責遂行ニ萬遺漏ナキヲ  
期セントス仍テ茲ニ本件ヲ立案シ本院ヘ

ノ御諮詢ヲ奏請シタルモノニシテ本件勅  
令ノ條規ハ(一)大東亞戰爭ニ際シ内閣總理  
大臣ノ政務運営ノ樞機ニ參セシムル爲臨  
時ニ内閣ニ内閣顧問若干人ヲ置キ(二)内閣  
顧問ハ練達堪能ナル者ノ中ヨリ之ヲ勅命  
シ親任官ノ待遇トシ(三)昭和十八年勅令第  
百三十四號内閣顧問臨時設置制ハ之ヲ廢  
止スル旨ヲ定ムルニ在リ

## 第二 綜合計畫局官制

内閣總理大臣ノ說明ニ依レバ現下ノ戰局

ノ危急ヲ打開セシガ爲ニハ國政運営ノ基礎ヲ大東亞戰爭完遂ノ一途ニ置キ統帥ト國務トノ緊密ナル吻合一致ノ下ニ文武相應ジ施策ニ此ノ遺憾ナキヲ期スルコト最モ肝要ナリ是レ曩ニ最高戰爭指導會議ノ設置セラレタル所以ニシテ爾來國政ノ運営ハ此ノ會議ニ於ケル統帥ト國務トノ綜合調整ノ下ニ其ノ根本方針ヲ決定シ國務上ノ諸施策ハ之ニ基テ強力ニ實施スルコトト爲レリ是ニ於テカ重要國策ノ企畫ハ

物心兩方面ニ互リ國務各般ノ諸情勢ヲ詳ニ檢討シタル上綜合的見地ヨリシテ之ニ當ルコトヲ要シ之ガ爲ニハ内閣總理大臣ノ下ニ簡素ニシテ有能ナル部局ヲ設ケ内閣總理大臣ノ輔佐機關ヲラシムルヲ可トス仍テ茲ニ本件ヲ以テ右ノ趣旨ニ合致セラル綜合計畫局ナル一部局ヲ新設セントス而シテ本件ノ内容ハ(一)綜合計畫局ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ綜合國力ノ擴充運用ニ關スル重要事項ノ企畫各廳事務ノ調

整統一及各廳事務ノ綜合的考查ニ關スル  
事務ヲ掌リ此等ノ事務ヲ行フニ付必要ア  
ルトキハ同局ハ關係各廳ニ對シ資料ノ提  
出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得ルコトトシ  
(二)同局ニ勅任ノ長官及部長奏任ノ參事官  
(一)爲人スハコトヲ勅任得書記官、理事官及技師並ニ  
判任ノ屬及技手ヲ置クコトトシ其ノ定員  
及職掌ヲ定メ其ノ他內閣總理大臣ノ奏請  
ニ依リ內閣ニ於テ命ズル參事官、參與及副  
參與ノ事ヲ定メ(三)同局ニ三部ヲ置キ其ノ

事務分掌ハ內閣總理大臣之ヲ定ムルコト

トシ(四)行政查察規程中行政查察使ニ關ス

ル內閣官房ノ職掌ヲ削除セントスルニ在

リ

第三 奏任ノ綜合計畫局參事官ノ特別任用

ニ關スル件

第四 大正二年勅令第二百六十二號任用分

限又ハ官等ノ初級陞級ノ規定ヲ適用

セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

前陳奏任ノ綜合計畫局參事官ハ其ノ職務

ノ性質ニ鑑ミ廣ク適材ヲ求ムルノ必要アリテ其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限定スベカラザルが故ニ第三ノ件ヲ以テ之が爲ニ特別任用ノ規定ヲ設ケ同官ハ正規ノ資格ナキモ其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得ルモノトシ而シテ實際上其ノ任用ニ支障ナカラシムル爲ニハ之ヲシテ高等官官等俸給令所定ノ初級官等ニ關スル制限ヲ

受ケシメザルモノト爲スノ必要アルが故ニ第四ノ件ヲ以テ標記勅令ノ現行規定第二條ニ改正ヲ加ヘ初級官等ノ適用ヲ除外セル諸官中ニ同官ヲ加ヘントス  
按ズルニ本案ノ各件ハ現下ノ戦局ニ對處スル爲國政一般ノ運営ニ關スル内閣總理大臣ノ輔佐機關トシテ新ニ内閣顧問及一部局ヲ設置シ茲ニ新ニ設置スル特殊ノ官ノ任用及官等ニ關スル特則ヲ定メ併セテ戰時經濟運営ニ關スル從前ノ内閣顧問ノ制ヲ廢止セン

トスルモノニシテ孰レモ別ニ支障ノ虞ナキ  
モノト認ム仍テ審査委員會ニ於テハ本案ノ  
四件ハ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベキ旨全  
會一致ヲ以テ議決シタリ  
右審査ノ結果ヲ報告ス  
十八番 (石井) 本案第一ノ件ハ現行勅令ニ依ル  
内閣顧問が内閣總理大臣ノ補佐機關トシテ  
充分ナラザルニ由リ之ヲ廢シ新ニ内閣顧問  
ヲ設ケ同ジク内閣總理大臣ノ補佐機關ト爲  
サントスルモノナリ而シテ從前ノ内閣顧問

ヲ以テ不充分ナリトスル所以ハ補佐ノ内容  
が戰時經濟ノ運營ニ止マリ國政一般ノ運營  
ニ及バザル點ニ在ルが如シ然レドモ戰時下  
ニ於ケル施政ハ戰爭ニ勝ツコトヲ目的トシ  
其ノ努力ノ集中スル所畢竟戰時經濟ノ運營  
ニ關セザルハナカルベシ外交ハ或ハ問題タ  
ランモ其ノ多クハ經濟外交ニ屬シ其ノ他ト  
雖之が爲ニ専門的知識ノ必要ナク發達セル  
常識ヲ以テシテ充分ナリ假ニ補佐ノ内容ヲ  
擴充スルノ要アリトスルモ現行勅令ノ改正

ヲ以テ其ノ目的ヲ達シ得ベシ本官ハ實際問題トシテ現行制度ヲ不充分ナリトスル理由ヲ發見シ難キニ由リ茲ニ政府ノ辯明ヲ得テ贊否ノ意見ヲ決セント欲ス

委員 (三浦)

現制ノ内閣顧問ハ主トシテ戰時經濟

ノ運營ニ關シ内閣總理大臣ノ補佐機構トシテ設置セラレタルモノナリ其ノ企圖スル所ハ戰時行政職權特例ニ依リ戰時經濟ノ活潑ナル運用ヲ期スルニ在リテ人選モ亦此ノ方面ノ民間人ニ重キヲ置カレタリ今後ト雖

戰時經濟ノ運營ニ付一層適切ナル方途ヲ講

ズベキハ勿論ナルモ國民ノ指導上將來特ニ

留意スベキ點ハ壹ニ經濟問題ニ止マラズ思

想問題文教問題等廣汎ニ亙ルガ故ニ此ノ方

面ノ民間權威者ノ識見ヲ徵シ遺憾ナキヲ期

セントス即チ其ノ内容ニ於テ從前ノ制度ヲ

脱却シタルモノナルガ故ニ現行制度改正ノ

方法ニ依ラズ別途新設ノ方法ヲ採リタルモ

ノナリ

五番 (小磯)

本大臣ハ現下ノ難局處理ノ重責ヲ

果ス上ニ於テ壺ニ戰時經濟ノ運営ニ關スル  
ノミナラズ廣ク物心兩面ニ互ル國政一般ノ  
運営ニ關シ補佐機構ノ確立セラレシコトヲ  
欲シタリ特ニ今後ノ政務施行ニ當リテハ文  
教思想ヲ考慮勘案スル必要アルヲ認メ之ガ  
補佐ニ適材ヲ得ントスルモ舊來ノ制度其ノ  
儘ヲ以テシテハ困難ナルニ由リ新ニ本案ヲ  
樹テ茲ニ御諮詢ヲ仰ギタル次第ナリ尚從來  
ノ制度ノ改正ニ依ラズ新制度設定ノ方式ヲ  
採リタルハ目的達成上其ノ方が適當ナルベ

シト思料シタルニ因ルモノナリ

三十三番

(三)

前内閣以來屢々官制ノ大改革

機構ノ大變革アリ現内閣ニ於テモ曩ニハ最

高戰爭指導會議ヲ設置シ今回亦本案ノ制定

ヲ仰ガントス之ガ目的ハ要スルニ戰力ノ増

強ヲ圖ラントスルノ一事ニ盡キ至極尤ナリ

ト思料セラル然レドモ戰力增強自體ニ付テ

ハ企畫院以來増産計畫ト生産実績トノ間ニ

齟齬アリテ必ズシモ豫期ノ成果ヲ擧ゲザル

が如シ今ヤ戰局ハ日ニ逼迫ヲ告ゲ皇國ハ正

ニ興廢ノ關頭ニ在リ前線將兵ノ敢闘銃後國民ノ努力ニ付テハ論ノ餘地ナク唯増産計畫ノ目的ヲ達スルヤ否ガ國家ノ運命ノ岐ルル所ナリ之ヲ原料資材運輸機關人的資源ノ三點ニ付大觀スルニ憂慮ノ念ナキ能ハズ將來ノ戰局ニ及ボス影響甚ダ重大ナレバ本案ニ關聯シ軍需生産ノ趨勢ニ付率直ナル説明ヲ得タシ

五番 (示機) 軍需生産ヲ大觀スレバ今年初頭以來今日ニ至ル迄其ノ生産曲線ハ遺憾乍ラ下

降ノ趨勢ニ在リ之ヲ上リ曲線トスベク銳意努力ヲ重ネタルガ輸送力其ノ他ノ關係ヨリ生産意欲ハ増大セルニ拘ラズ依然トシテ下リ曲線ヲ脱却シ得ズ本官ハ組閣ノ大命ヲ拜シテヨリ以來何等カノ方途ヲ講ジ之ヲ上リ曲線トシ以テ戰爭長期ニ互ルモ斷乎トシテ勝利ニ導カンコトヲ期シ最高戰爭指導會議ノ議ヲ以テ雄渾果敢ナル決戰ヲ敢行センコトヲ定メ已ニ之ガ御裁可ヲ仰ギタリ乃チ少クトモ今年内ニ戦力化シ得ル所ノ總力ヲ以

テ戦争ノ效果ヲ最高度ニ發揮シ敵反抗ノ時  
間の間隔ヲ擴大シ茲ニ時間ノ餘裕ヲ獲得シ  
其ノ間各種ノ不足資材ヲ蒐集シ以テ軍需生  
産曲線ヲ垂平線トシ進ンデ一層ノ準備ヲ整  
へ之ヲ上昇曲線ニ轉ゼシメントスルコト本  
大臣ノ切實ナル念願ナリ但ダ此ノ念願が豫  
期ノ如ク果サレ大御心ニ副ヒ奉ルコトヲ得  
ルヤ否ヤ懸念ナシトセザルモ之ニ渾身ノ努  
力ヲ傾倒セントス

二十七番

(深井)

本官ハ審査委員ノ一人トシテ

本件ノ審査ニ當リ既ニ政府ノ趣旨トスル所  
ヲ了得シ之ニ賛成シタリ然レバ本席ニ於テ  
更ニ質問スベキコトナキモ唯政府が國政一  
般ニ付廣ク意見ヲ徵セラレントスル本官共  
鳴ノ趣意ニ基キ茲ニ一點希望ヲ申述べ考慮  
ニ容レラレントヲ望ムモノナリ今日我國  
が難局ニ在ルノ事實ハ政府當局者ノ言説ニ  
モ存スルガ如ク遺憾乍ラ之ヲ認メザルヲ得  
ザル所ナリ其ノ原因ノ一トシテハ本官が曩  
ニ本件審査委員會ニ於テ政府ノ所見ヲ問ヒ

唯今亦三土顧問官ヨリ質問セラレタル所ノ如ク物的條件ノ不利ニ在リトスルモ他ノ原因ハ國際情勢ノ見透ニ付幾多ノ錯誤ヲ重ネタル點ニ在リト思料ス顧ルニ支那事變ハ當初不擴大ヲ唱ヘタルニ拘ラズ事態ハ擴大ノ一途ヲ辿リ英米二國ノ諒解ヲ得ルナラントノ見透モ亦遂ニ其ノ實現ヲ見ズ次デ獨國トノ間ニ防共協定ガ結バレタルガ其ノ企圖スル所ハソノ國ニ對スル或種共同ノ措置ナリシ處幾クモナクシテ之ガ精神ニ背反スベキ獨

ソ協定ノ成立ヲ見更ニ日獨伊三國同盟ニ付テハ締盟當時ノ政府ノ見解ニ依レバソノ國ハ之ニ加ハラザルモ獨ソ親善ナレバ日ソ兩國モ亦提携ノ結果ヲ招來スベシトノコトナリシガ間モナク獨ソ開戦ト爲レリ又本同盟ハ米國ノ參戰阻止ヲ目的トスルモノナルコト當時内閣總理大臣ノ言明スル所ナリシガ遂ニ其ノ目的モ亦達セザリキ以上ノ經緯ハ曲常ニ彼ニ在リト雖我ノ見透亦之ニ副ハザルノ遺憾アリト謂ハザルヲ得ズ然レバ政府ハ

現下ノ難局打開ニ當リテハ過去ノ經驗ニ徴シ物的條件ノ外ニ外交關係ニ於テモ亦善處スベク一層ノ注意アラシムコトヲ希望スル次第ナリ

三十四番 (伊澤)

審査報告ニ依レバ内閣顧問ハ

民間各界ニ於ケル先達重鎮ノ中ヨリ適材ヲ選ブトアリ然ラバ官吏ノ中ヨリ採用セズト思料スルモ如何又之ヲ遇スルニ親任官待遇ヲ以テスルガ如キモ國政運営ノ樞機ニ參畫セシムベキ第一線ノ人々ヲ斯カル待遇ヲ以

テ得ラルルヤ否懸念スルモ如何

五番 (小磯)

内閣顧問ハ官吏ヨリ採用セズ待遇

ノ點ニ付テハ本案ニ依リ所期ノ目的ヲ達スル様極力努力スル心算ナリ

議長 (鈴木)

他ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ

省略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ起立ヲ請フ

(全員起立)

議長 (鈴木)

全會一致可決セラレタリ

本日ハ之ニテ閉會ス

聖上入御

(午前十一時五分閉會)

議長

鈴木貫太郎

書記官長

書記官

諸橋 襄

高辻正巳